

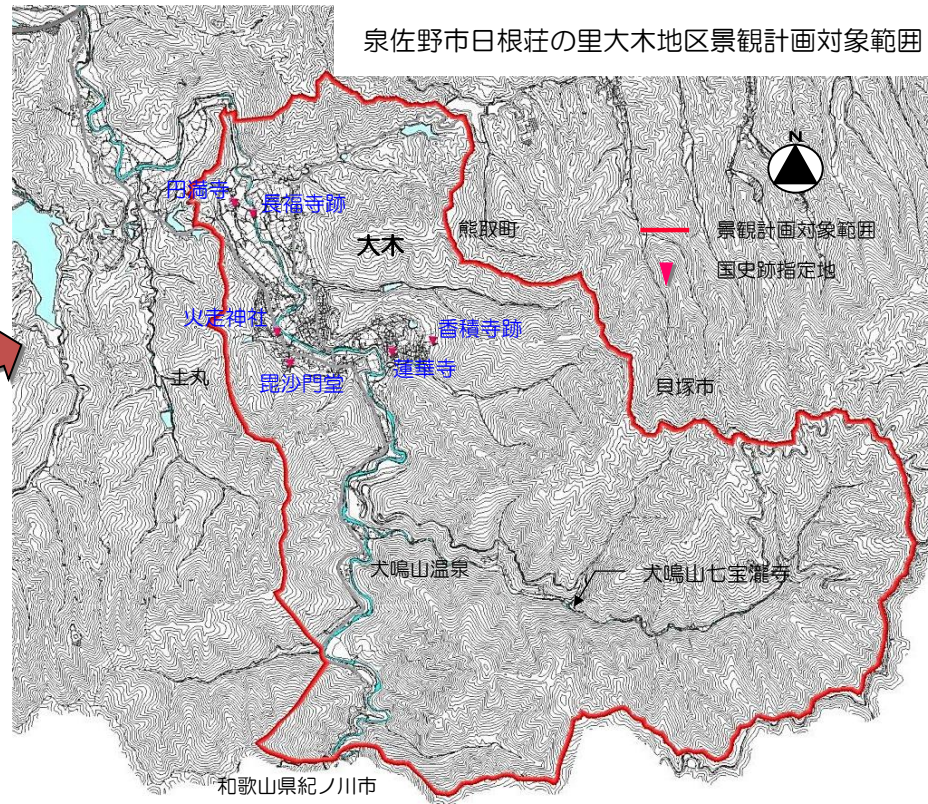
# 泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画概要版

## 大木地区



泉佐野市大字大木地内の盆地稜線内側が対象範囲。  
 文化的景観の保全は、長期間にわたる着実な取り組みが必要とされるため、住民等のニーズや本地域を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年ごとをめぐりに必要に応じて計画の点検と見直し等を行います。

泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画対象範囲



## 景観計画の目的

泉佐野市大木地区は、豊かな自然環境と歴史・文化を有し、中世荘園日根荘以来受け継がれてきた景観に地域の個性的な近代化が重層することで、和泉地域の特徴ある農村景観を創出しています。これらは地域の大切な文化的景観であり、これを次の世代へと継承するために、国の重要文化的景観の選定をめざした取り組みの一環として景観法に基づく本計画を策定しました。

## 日根荘の里 大木地区の景観の特徴

日根荘は鎌倉時代から戦国時代にかけて現在の泉佐野市域にあった九条家の荘園で、豊富な資料が伝えられ、当時の様子がよくわかる貴重な荘園として知られています。大木地区は日根荘の頃入山田村と呼ばれ、領主九条政基が1501年から4年間滞り、「政公旅引付」を記した舞台となりました。現在の風景を構成するため池や水路、農地、寺社堂など、その多くは日根荘由来のもので、地域の人々によって長い歴史の中でその時代や暮らしの変化に合わせて受け継がれてきました。大木地区の景観は、豊かな自然環境にも恵まれ、中世まで歴史の変遷をたどることができる、他に比しても貴重なものです。



## 基本理念

大木地区では自然環境・歴史文化、それを受け継ぐ暮らしと生業が一体となって良好な景観を形成しています。これらは古くから自然と人との関わりの中で創出され、維持されてきたもので、同時に日根荘以来の土地利用の歴史性を有するものです。しかしながら人口の減少、高齢化、農林業の担い手不足等、地域のくらしや生業を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、これまで同様の景観の維持が困難になりつつあるため、大木地区の良好な景観保全に向けた基本理念を以下のように設定しています。

### 自然と歴史の魅力あふれる日根荘の里づくり

## 基本目標

基本理念の実現を目指すために、3つの目標を定めています。

- ・和泉山脈の緑と樫井川に育まれた自然資源の保全
- ・日根荘の時代から受け継がれた歴史・文化的資源の保全と継承
- ・地域のくらしと生業の景観の保全と継承

## 景観形成の方針

目標の実現に向けて、基本的な方針は以下の4つの項目から構成されています。

- ・地域の自然資源をまもり、活かす
  - ・人との関わりの中でまもられてきた山林や川・滝・池などの自然環境を保全する。
  - ・自然と調和した生活環境の保全を図る。
  - ・市民が身近に自然にふれることができるよう環境整備を進める。
- ・地域の歴史と文化の資源をまもり、活かす
  - ・日根荘の時代から受け継がれてきた、ため池や用水路等と農地・集落が一体となった歴史性を有する土地利用を受け継ぐ。
  - ・日根荘に代表される地域の歴史・文化の特徴を次の世代へ受け継ぎ、活かす。
  - ・歴史的な社寺・史跡等の歴史的資源を保全する。
- ・地域のくらしと生業を受け継ぎ、活かす
  - ・まとまりある集落のたたずまいを継承する。
  - ・祭礼行事等の地域の伝統的なくらしを継承し、地域づくりに活かす。
  - ・農業、林業をはじめ織物工場、製材工場、犬鳴山温泉等の地域の生業を継承し、地域づくりに活かす。
- ・住民が主体となって市民、事業者、行政と協働し景観をまもり、伝える。
  - ・景観形成に向けて地域の自然、歴史、文化や景観に関わる取り組みを進める。
  - ・住民が主役となり、市民、事業者、行政等が協力・連携して景観を保全する体制づくりを進める。
  - ・地域の良さやそれを受け継ぐ取り組みについて積極的に情報発信する。
  - ・地域を訪れやすい環境づくりを進める。

## 届出行為の手続き

### 景観法に基づく対応

- 景観計画で定める行為
- ・建物の新築、増改築、大幅な外観変更
  - ・工作物の新築、増改築、外観変更
  - ・開発行為 ・土砂などの物件の堆積
  - ・土地の区画や形の変更
  - ・屋外広告物 など それぞれ対象数値あり

### ◎届出対象外（上記以外の場合）

日常生活・生業での行為の大半が対象

届出は不要（対応終了）

### ◎届出対象（内側参照）

- ◎適用除外（景観法・条例で規定）
- ・農林業を営むための土地の形の変更、物件の堆積、伐採及び植栽・通常管理行為等
  - ・他の法律や条例に基づく行為
  - ・災害による応急処置として行う行為
  - ・国・地方公共団体が行う行為 など

届出が必要なもの

事前相談・調整

市（景観行政団体）へ届出着手 30日前

審査

不適合 適合

行為着手

完了届提出

新規の建築も可 周辺との調和を図る

## 景観形成基準

これまで受継がれてきた大木地区の良好な景観をまもり、次の世代へ伝えるための景観形成の基準目標や基本方針を設けます。地域の景観を構成する要素を保全し、新たな行為等に際して景観の特性を保全するためのルールを景観形成基準とします。

区分	基準	区分	基準		
建築物	位置と規模	周田の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して釣り合いよく配置すること。周辺の景観に配慮した高さや敷地規模を設定すること。	工作物	位置と規模	周田の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して、位置及び規模・高さ等、周辺の景観に配慮すること。
	形態及び意匠	周辺の景観と調和するような形態・意匠となるよう配慮すること。屋根の形状は周辺の建築物と調和するようにすること。		形態及び意匠	周辺の家並みや背景となる自然環境と調和のとれた形態意匠となるよう配慮すること。
	素材	素材は周辺の景観と調和するものとする。そうした素材を用いることができない場合は、緑化等で周辺の景観と調和が図れるよう配慮すること。		素材	外装に使用する素材は、できる限り経年劣化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するように配慮すること。
	色彩	できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観に調和した色彩とするよう配慮すること。		色彩	周辺の景観と調和するよう落ち着いた色彩とするよう配慮すること。
	屋外・屋上に設ける施設	公共空間から目立たない位置に設けるか、落ち着いた色彩を基調とし、建物本体及び周辺との調和を図ること。		植栽	周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	緑化	地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努めること。周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		門・塀・垣・柵の構造物等	建築物と調和するように形態や色彩を工夫し、周辺の景観になじむように配慮すること。石垣や生垣が現存する場合は、できる限り保全されるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、周辺の景観になじむものとなるよう配慮すること。
	その他	建築物を撤去した跡地は、周辺の景観と不調和が生じないように配慮すること。		その他	屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさないこと。自動販売機等の内蔵光源は明るすぎないようにすること。



## 届出対象行為

計画対象区域内において、景観の現状を変更しようとする場合は、景観法に基づき市（景観行政団体）へ届出が必要になります。届出が必要な行為は次に掲げる行為とします。

なお、大規模な建築物及び工作物については、市景観条例に基づく「大規模行為」の届出もあわせて必要になります。

## 届出対象となる行為

区分	内容		
建築物	新築・増築・改築若しくは移転	建築面積 10㎡以上のもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	全体外観の 1/2 以上のもの	
工作物	新築・増築・改築若しくは移転	(1) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、こ線橋その他これらに類するもの	高さ 5m を超えるもの
		(2) 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの	
	(3) 製造施設、貯蔵施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの		
(4) 庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの：高さ 5m を超えるもの			
	(5) 門、塀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの	高さ 1.5m かつ長さ 10m を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	道路等から容易に見渡すことができるもので、外観の 1/2 を超える色彩の変更	
開発行為	開発行為面積が 500㎡以上		
土地の区画形質の変更	当該行為に伴い生じる法面の高さが 1.5m 以上を超えるもの		
木材の伐採又は植栽	高さが 5m 以上の木竹の伐採		
屋外における物件の堆積	堆積する期間が 90 日を超えるもの		
屋外広告物	広告物	高さ 10m を超え、かつ表示面積が 30㎡を超えるもの	
	建築物に附属する広告物	高さが 10m を超える建物に付属して設けられる広告物で、表示面積が 30㎡を超えるもの	
その他	野立てとなる場所での新設 宅地内又は家屋若しくは店舗等に付属するものを除く		

## 届出を要しない行為

- 農林業を営むための土地の形質の変更
  - 農林業を営むための屋外における物件の堆積
  - 農林業を営むための伐採及び植栽
  - 通常の管理行為その他軽易な行為
  - 震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急措置として行う行為
  - 他の法律条例に基づく制度により目的が達成されると認められる行為
    - 文化財保護法に基づく、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物について行う行為
    - 自然公園法に基づく国立公園内の区域内で行う行為
    - 大阪府文化財保護条例に基づく行為
    - 泉佐野市文化財保護条例に基づく行為
  - 景観計画区域となった時点で既に着手している行為
  - 平成 25 年 4 月 30 日までに着手する行為
  - 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - 国又は地方公共団体等が行う行為
- ※ (4) 通常の管理行為：屋根、外壁、建具の補修、色彩劣化部分の補修、家屋内部の改変行為、鳥虫害の防除行為、庭木の植替え、剪定等
- (10) については、通知行為が必要となります。

## 許可及び届出を要しない行為の事例

- 建築物における各部分の修繕で、それぞれの面積の過半に満たない修繕
- 建築物の内部における模様替え修繕工事全般
- 敷地の外から見るできない行為
- 溝、井堰、樋、農林業用水槽などの新築、改築、増築（農作地の関する導水路含む）
- 宅地内の木竹の伐採、土石の採取
- 自家用のための木竹の折伐（塊状折伐を除く）及び植栽
- 森林の保育又は電線路の維持のための下刈りなど
- 土地の形状を変更する恐れのない範囲内での鉱物の採掘、土石の採取

区分	基準	区分	基準
開発行為	開発行為は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢が著しく変更されるものでないよう努めること。また行為後の土地の地形や地勢が、周辺の景観となじむよう配慮すること。	屋外における物の集積	整然とした物の集積または貯蔵により、周辺の景観との不調和が生じないように配慮すること。道路などの公共空間に接する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を集積するよう配慮すること。それによりがたい場合は、敷地外周部などに植栽等の修景措置について配慮すること。
土地の区画形質の変更	できる限り現況の地形を活かすように配慮すること。新たな法面が生じる場合には、周辺の景観と調和するよう配慮すること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合には必要最小限のものとし、素材や色彩等に工夫をするなど、周辺景観との調和に配慮すること。		屋外広告物
木竹の伐採又は植栽	周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し検討すること。伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じること。植栽の場合は地域に由来する樹種を用いるよう配慮すること。	水面の埋立て	護岸等の整備にあたっては、素材や色彩等の工夫など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。